

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 180 号（諮問第 187 号）

件名：「質問書に関しては電話で、すでに回答している」と記載されているので、そのことがわかる文書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 12 月 24 日

2 原処分

令和 2 年 4 月 17 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 5 月 26 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 7 月 10 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、本件一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求のあった保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲げるとおり記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

審査請求人は、今回開示された書類は、質問書を送付した日である平成 31 年 2 月 20 日より前の平成 31 年 2 月 5 日の電話でのやり取りであり、質問書に対する回答が記載された書類ではないと主張している。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、審査請求人が平成 31 年 2 月 20 日付けで送付した質問書に記載された内容が、平成 31 年 2 月 5 日に審査請求人が電話により稲沢警察署の担当者に質問した内容と同様であるため、当該質問書に対して改めて回答をする必要がないと判断し、平成 31 年 2 月 5 日に稲沢警察署の担当者が審査請求人に対して電話で回答している状況が記載されている文書を本件保有個人情報として特定したとのことである。

当審議会が本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人から提出された当該質問書における質問 2 から質問 5 までと同様の内容の質問に対して、電話で回答している状況が記載されていることが認められる。

また、当審議会において処分庁に確認したところ、本件保有個人情報は、当該質問書に対する回答を網羅的に記録した文書ではなく、当該質問書における質問 1 と質問 6 については別の機会に審査請求人に回答したが、書面で残っているものはないとのことである。

これらのことからすれば、本件保有個人情報が請求内容に合致しており、他に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

2 警察安全相談等・苦情取扱票 交通規制課

A 氏作において、「質問書に関しては電話で、すでに回答している」と記載されていますので、そのことが分かる文書

なお、警察安全相談等・苦情取扱票においては「回答する必要がある」と記載されている。

2 請求日現在 交通規制課で保管のもの

別記 2

警察安全相談等・苦情取扱票（令和 2 年 2 月 3 日受理に係るもの）